

会 議 記 録

次の協議会を次のとおり開催した。

協議会名称	令和6年度第1回埼葛南地区福祉有償運送市町共同運営協議会	
開催日時	令和6年5月15日(水) 午前10時00分～午前11時05分	
開催場所	越谷市中央市民会館 第15・16会議室	
出席者 ※会長◎ 副会長○	<p>(1) 出席委員(18名)</p> <p>◎真鍋 陸太郎 ○大熊 宏昌</p> <p>不破 清美 杉本 健太 高畑 由江</p> <p>吉田 隆彦 櫛淵 由美子 木村 伸士</p> <p>坂田 翔 小宮 鎮紀 大熊 聖也</p> <p>清水 亜由美 西川 恭文 井上 淳子</p> <p>森 泰子 関根 政幸 桜井 健一</p> <p>末次 雄一郎</p> <p>(2) 欠席委員(2名)</p> <p>金重 光江 飯塚 光弘</p> <p>(3) 事務局(越谷市)</p> <p>福祉部 部長 小田 大作</p> <p>福祉総務課 副課長 白井 正俊</p> <p>福祉総務課 主 幹 中崎 正隆</p> <p>福祉総務課 主 任 仲田 はるか</p>	
次回開催予定日	令和6年10月～11月	
問い合わせ先	越谷市役所 福祉総務課 総務担当 中崎・仲田 電 話：048-963-9320 メール：fukushisomu@city.koshigaya.lg.jp	
会議記録	要約筆記	埼葛南地区福祉有償運送市町共同運営協議会の会議及び会議記録の公開に関する取扱要領第5条第2項第3号
内 容	別紙、会議録のとおり	

1 開 会（10：00～）

埼葛南地区福祉有償運送市町共同運営協議会設置規約第8条第2項の規定では、会議は委員の過半数の出席で成立する。委員総数20名のうち18名が出席しているので、会議が成立することを報告。

2 あいさつ

越谷市福祉部長の小田より開会のあいさつ。
第1回協議会のため、各委員から自己紹介。続けて、事務局職員紹介。

3 議 事

（1）会長及び副会長の選任について

・ 質疑等（要旨）

【事務局】 議事（1）会長及び副会長の選任について、設置規約第6条第2項の規定により、委員の互選によって会長を選出することとなっている。会長の職に自薦・他薦はあるか。

【西川委員】 福祉有償運送に関する知見をお持ちで、長くこの協議会にご尽力いただいている、真鍋委員を推薦。

【事務局】 真鍋委員の意向確認。

【真鍋委員】 了承。

【事務局】 真鍋委員を会長としてよろしいか。

【委員一同】 了承。

【事務局】 それでは、会長は真鍋委員とする。
会長が選任されたため、設置規約第6条第3項の規定に基づき、以降は会長が議長として進行する。

【事務局】（真鍋委員、会長席へ移動後）設置規約第6条第4項の規定により、副会長は会長が指名することとなっている。真鍋会長に副会長を指名いただきたい。

【真鍋会長】 主宰市の大熊委員を指名。

【大熊委員】 了承。

【司 会】 (大熊委員、副会長席へ移動後) 会長へあいさつを依頼。

【真鍋会長】 福祉有償運送は、いわゆる交通弱者の方々が安全に、安心して地域内の交通を利用できるよう、公共交通等で移動が困難な方のために行われている事業である。地域協議会では、事業の必要性や福祉有償運送事業者の提出資料の内容を見て、協議をしていくこととなる。今年度は3回の開催を予定しているがよろしくお願ひしたい。

(2) 地域内における移動制約者等と福祉有償運送の必要性の判断について

・ 質疑等(要旨)

【真鍋会長】 事務局に対し移動制約者等と福祉有償運送の必要性について、説明を求める。

【事務局】 別紙の資料1に基づき説明。8市町へ事前に照会したところ7市町から必要との回答があった。蓮田市はデータ集計が5月末になるとのこと、第2回の資料に掲載する予定。提出のあった7市町の意見を踏まえ、必要性の判断をお願ひしたい。

【真鍋会長】 資料1に基づき、各市町から提出された実績や必要性に関するコメントを踏まえると、必要とされる移動制約者の数が年々増えていっている中で、埼葛南地区における福祉有償運送については必要性があると判断して協議会を進めたいと思うが、意見はあるか。

【委 員】 (意見なし)

【真鍋会長】 特に意見がないようであれば、令和6年度の埼葛南地区における福祉有償運送を必要と判断してよろしいか。

【委員一同】 了承。

(3) 令和5年度会計報告及び令和6年度予算(案)について

・ 質疑等(要旨)

【真鍋会長】 事務局に対し令和5年度会計報告及び令和6年度予算(案)につい

て説明を求める。

【事務局】 次第に綴った資料の2～4ページに基づき説明。

【真鍋会長】 協議会の開催回数によって予算は変わってくるが、今年度は3回開催予定。昨年度は2回の開催だったので、繰越金が増えているが、例年通りの予算組みとなっている。意見はあるか。

【委員】 (意見なし)

【真鍋会長】 昨年度決算報告及び今年度の予算案については了承してよいか。

【委員一同】 了承。

(3) 更新登録申請について (2 団体)

・ 質疑等(要旨)

【真鍋会長】 更新登録について2団体のうち、まず「一般社団法人 らしえる」の担当者入室いただく。

～事業者 (一般社団法人 らしえる) 入室～

【真鍋会長】 担当市町の春日部市へ概要説明を求める。

【清水委員】 資料2に基づき概要説明。

【真鍋会長】 今回は更新登録ということだが、本日付で変更登録が提出されていないので、これまでの登録内容でよいということか。

【事業者】 はい。

【真鍋会長】 前回の更新または登録から事故や苦情等は発生していないとうことでよろしいか。

【事業者】 はい。

【真鍋会長】 旅客対価に関して、距離制と時間制をとっているが、時間制が生活サポートがある場合、距離制が生活サポートがない場合ということだが、実際のところ生活サポート以外の距離制を適用したことはあったか。

【事業者】 ない。

- 【真鍋会長】 どのような場面で福祉有償運送を提供しているか、具体例をあげて説明をお願いします。
- 【事業者】 利用者が学生の場合は、学校に迎えに行き、事業所にお連れするという事例がある。
- 【真鍋会長】 本日、資料に確認表を提出していただいているが、安全の確認をどのように行っているか説明をお願いします。
- 【事業者】 点呼業務として、出発前に責任者と運転者が対面で確認をして、記録をしている。
- 【真鍋会長】 事業所に車があって、そこで行っているということか。
- 【事業者】 はい。
- 【真鍋会長】 乗務記録について開始時刻、終了時刻をまとめて記入しているが、生活サポート事業は30分単位で提供していると思うが、ここには、実際に車に乗っていた時間を記録するようにしていただきたい。
- 【事業者】 了解した。
- 【榊委員】 安全な運転のための確認表の確認者が2名だが、筆跡が同一に見えるのはなぜか。別々の方が確認しているのか。
- 【事業者】 確認は別々の者が行っている。
- 【榊委員】 タクシーの場合は確認者が記入することになっている。そうすると色々な筆跡があるが、この確認表は同一の方が行っているように見える。
- 【事業者】 確認に関しては、個別で行っている。記入については、同一の者がまとめて記入してしまったこともあったようで、今後気を付けたい。
- 【真鍋会長】 確認表は、確認時に備えておいて確認者が記入するというのが、原則かと思うので、間違えないようお願いする。
- 【事業者】 了解した。
- 【大熊委員】 一事業所あたり車両を5台以上所有しているが、運行管理責任者の一般講習の受講が今年度から移行期間が終了し、義務となっている。運行管理責任者は受講されているという認識でよいか。

【事業者】 受講している。

【大熊委員】 事務局に受講証の写しを提出するようお願いする。

【事業者】 了解した。

【事業者】 提出資料の対価に関する申請書の時間制の一覧にある金額に間違いがあったので、訂正する。2時間1,950円ではなく、1,900円である。訂正資料を事務局に提出する。

【真鍋会長】 他に意見が無ければ、協議が調ったこととしたいがよろしいか。

【委員一同】 了承。

～事業者（ 一般社団法人 らしえる ）退室～

【真鍋会長】 続いて、「社会福祉法人 天恵園」の担当者入室いただく。

～事業者（ 社会福祉法人 天恵園 ）入室～

【真鍋会長】 担当市町の越谷市へ概要説明を求める。

【大熊副会長】 資料2に基づき概要説明。

【真鍋会長】 今回は更新登録ということだが、変更申請は出されていないので、これまでの登録内容をそのまま踏襲する形で間違いはないか。

【事業者】 間違いはない。

【真鍋会長】 前回の更新または登録から事故や苦情等は発生していないか。

【事業者】 発生していない。

【真鍋会長】 普段の福祉有償運送の中で、どのような方をどこからどこまで運送しているか事例をあげながら説明をお願いします。

【事業者】 一番要望として多いのが自宅から病院への送迎がある。

【真鍋会長】 その場合、自宅に迎えに行き、そこから病院まで送るということか。

【事業者】 そうである。

【真鍋会長】 病院の帰りはどうしているか。

- 【事業者】 帰りは、病院に迎えに行き、自宅へ送っている。
- 【真鍋会長】 対価の申請書に生活サポート事業を前提とした対価を申請されているが、生活サポート事業利用なしの場合、これまで実績はあるか。
- 【事業者】 福祉有償運送のみを提供したことは過去にあるが、別のサービス、例えば、高齢介護や通院介助とセットで行うことが多い。
- 【真鍋会長】 その場合は、対価の体系としては生活サポート事業がない方を適用するのか。
- 【事業者】 生活サポート事業を行ってない市、三郷市と吉川市の方の場合、適用される。
- 【真鍋会長】 安全の運転のための確認表を提出いただいているが、どのような形で行っているか説明をお願いします。
- 【事業者】 対面で事務所にいるスタッフが確認をしている。
- 【真鍋会長】 出かける前に運転者は事務所に来るということか。
- 【事業者】 そうである。車を取りに来る際に確認している。
- 【真鍋会長】 資料にある介護車両使用記録票では、福祉有償運送を実際に行っていた時間がわからない。記録はとっているか。
- 【事業者】 記録用紙というものがあり、そこに実際運転していた時間を記載している。パソコンで一括管理を行っている。
- 【真鍋会長】 協議会としては、福祉有償運送を行っている時間を記録していただきたい。また、記録する時間はまるめず、実際の時間を記入するようお願いする。
- 【真鍋会長】 今年度から車両所有台数が5台以上の場合、運行管理責任者の講習受講が義務付けられたが、受講されているか。大熊委員から補足あればお願いしたい。
- 【大熊委員】 いままでは安全運転管理者というものを受講していただいていたが、移行期間が終了し、一般講習まで受講することとなっている。受講証が発行できるはずなので、添付をしていただきたい。
- 【真鍋会長】 もう受講されているということによろしいか。

【事業者】 受講証はまだ届いていないので、届き次第提出する。

【大熊委員】 様式2-2号が旧様式なので、最新のもので提出をお願いします。

【事業者】 訂正して提出する。

【真鍋会長】 他に意見がなければ、申請様式を提出後、事務局で確認できたら協議が調ったこととしてよろしいか。

【委員一同】 了承。

【事業者】 国からの通知において、対価の目安が5割から8割となったが、県の様式が「タクシー料金の2分の1」となっている。様式の修正予定はあるか。

【大熊委員】 県のホームページに掲載している様式は2分の1のままになってしまっている。県の方針としては8割に変更する予定であり、各協議会でもその方向になるかと思う。

【真鍋会長】 今後、対価を変更するなら変更申請をお願いします。

～事業者（ 社会福祉法人 天恵園 ）退室～

（4）令和5年度下半期実績報告について

・ 質疑等（要旨）

【真鍋会長】 令和5年度下半期実績報告について事務局へ説明を求める。

【事務局】 資料3に基づき説明。埼玉南地区の登録21団体から実績が提出されている。埼玉県への提出期限が5月末日となっていることからまだ集計中の団体がある。実績報告資料については、平成27年度の協議会において合意があるため、一覧表のみを配布している。詳細は一覧表のとおりで、5団体が輸送実績なしとの報告を受けている。

なお、令和5年9月30日付けで1団体廃止となり、現在の活動団体は26団体となっている。

【真鍋会長】 質問を求める。

【委員一同】 特になし。

【真鍋会長】 輸送実績なしの団体については、各市町において、今後の福祉有償の必要性を確認しておいて欲しい。

(5) 変更報告について

・ 質疑等(要旨)

【真鍋会長】 軽微な変更について事務局に説明を求める。

【事務局】 資料4(変更報告一覧表)に基づいて説明。変更については一覧表のとおり9団体から提出されている。

【真鍋会長】 質問を求める。

【委員一同】 特になし。

【真鍋会長】 意見が無ければ、了承してよろしいか。

【委員一同】 了承。

4 その他

【事務局】 本年度の協議会の開催スケジュールについては、第2回を10月～11月に、第3回を令和7年2月に予定している。また、担当市町には提出書類の確認をしていただきたい。

国土交通省の通知で運送の対価の設定にあたって考え方が定められ、当該地域に適用されるタクシー運賃の約8割と規定された。当協議会においてもガイドラインを変更する必要があるかどうか次回に図りたい。

【委員一同】 了承。

【真鍋会長】 今回の国土交通省の通知を踏まえ、対価の見直しを希望する団体が多数となる場合は、ガイドラインを速やかに変更する観点から、第2回の開催時期の前倒しを検討してもよいのではないかと。

【事務局】 第2回はガイドライン変更の協議と事業者から対価変更の申請があった場合は併せて協議することでよいか。

【委員一同】 了承。

【事務局】 他に意見や事務連絡はないか。

【事務局】 他に意見や連絡がないようなので、副会長へあいさつを依頼。

【大熊副会長】 委員の皆様の協力により、滞りなく進めることができた。以上をも

って令和6年度第1回埼葛南地区福祉有償運送市町共同運営協議会を閉会とする。

【司 会】 行政職員以外の方は、資料を回収するため、机の上に置いたままの退席を求める。

5 閉 会（11：05）